

# 合理的配慮ガイドブック

～障害のある学生への修学支援～



学生支援センター バリアフリー支援室



## はじめに

2025年4月1日より、すべての高等教育機関にて合理的配慮の提供が義務化されました。障害のある学生に対する合理的配慮は、本学で学ぶ学生に平等な学びの機会を提供するために、極めて重要な役割を果たします。本ガイドブックは、大学の教職員が合理的配慮を効果的に実施するためのガイドラインと具体的な手順を示すことを目的としています。

香川大学は、「世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献する」という理念を掲げています。共生社会の実現に向けては、多様性と包括性を尊重し、すべての学生がその能力を最大限に発揮できる環境を提供することが求められます。このガイドブックには、そのための考え方や具体的なヒントが示されています。本ガイドブックを通じて、障害のある学生が直面する課題と、その課題に対処するための方法を理解し、支援する手助けとなることを願っています。

本ガイドブックでは、以下の内容を取り扱います。

### 合理的配慮の考え方

#### 本学における障害学生支援

#### 障害のある学生を受け入れる際の配慮についての考え方

香川大学に在籍するすべての学生が安心して学び、成長できる環境を提供するために、共に努力していききたいと考えています。

※本ガイドブックでは、障害について「障害は社会の側にある」という社会モデルに基づき、障害の要因が環境に存在するという視点から「障害」という表記を用いています。

香川大学 学生支援センターバリアフリー支援室  
室長 坂井 聡

## 目次

<b>1. 障害学生支援の基本</b> .....	1
(1) 合理的配慮の考え方 .....	1
(2) 合理的配慮を提供するにあたって .....	2
<b>2. 本学における障害学生支援</b> .....	3
(1) バリアフリー支援室について .....	3
(2) 合理的配慮の提供の流れ .....	4
<b>3. 障害のある学生への合理的配慮</b> .....	5
<b>視覚障害のある学生への配慮</b> .....	5
(1) 概要 .....	5
(2) 合理的配慮の具体例 .....	5
授業における配慮／実習・実験・実技における配慮／試験における配慮／	
学生生活における配慮	
<b>聴覚障害のある学生への配慮</b> .....	9
(1) 概要 .....	9
(2) 合理的配慮の具体例 .....	9
入学式・ガイダンスにおける配慮／授業における配慮／	
実習・実験・実技における配慮／試験における配慮／学生生活における配慮	
<b>肢体不自由のある学生への配慮</b> .....	12
(1) 概要 .....	12
(2) 合理的配慮の具体例 .....	12
入学式・ガイダンスにおける配慮／授業における配慮／	
実習・実験・実技における配慮／試験における配慮／学校生活における配慮／	
緊急時における配慮	
<b>病弱・虚弱のある学生への配慮</b> .....	16
(1) 概要 .....	16
(2) 合理的配慮の具体例 .....	17
授業における配慮／実習・実験・実技における配慮／試験における配慮／	
学生生活における配慮	

発達障害のある学生への配慮	19
（１）概要	19
（２）合理的配慮の具体例	20
履修科目に関する配慮／授業における配慮／実習・実験・実技における配慮／	
試験における配慮／学生生活における配慮	
精神障害のある学生への配慮	24
（１）概要	24
（２）合理的配慮の具体例	25
履修科目に関する配慮／授業における配慮／実習・実験・実技における配慮／	
試験における配慮／学生生活における配慮	

# 1. 障害学生支援の基本

## (1) 合理的配慮の考え方

日本の大学・短期大学及び高等専門学校で学ぶ障害のある学生の数は年々増加しており、2023年度の障害学生数は58,141人でした。これは、全学生の1.79%に当たります（日本学生支援機構, 2024）。しかしながら、小中学校の通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒（学習面で著しい困難を示す児童生徒）の割合は全体の8.8%（文部科学省, 2022）であることを考えると、こうした児童生徒の全てが高等教育を受けるには至っていないと言えます。

日本政府は、2022年8月に国連から「障害者の権利に関する条約」についての審査を受け、「インクルーシブ教育の権利を保障すべき」との勧告を受けました。インクルーシブ教育とは、多様な子どもたちの教育を受ける権利を地域の学校で保障するために、教育システムを改革していくプロセスを指します。つまり、学校に通う子どもたちは多様であるということを前提とし、どのような特性を持った子どもも等しく教育を受けられるように、学習環境や教員の対応、学校の在り方そのものを変えていこうという考え方です。インクルーシブ教育の推進は、当然、高等教育機関である大学においても求められています。

全ての子どもの教育を受ける権利を保障するという観点から大学教育を捉えたときに重要になってくるのが、「Reasonable accommodation 合理的配慮（合理的調整）」の提供です。「合理的配慮」は、障害者権利条約では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した過度の負担を課さないもの」と定義されています。障害のある学生が大学の学修活動において何らかの制限を受けている場合、大学はそれらの制限をもたらす社会的障壁を取り除くために、学生一人ひとりの状況に応じて必要な変更・調整を行わねばなりません。

学生間の公平性担保の観点から「一人だけを特別扱いすることは認められない」と考える人もいるかも知れません。しかしこれは、障害者権利条約の上では「障害を理由とする差別」に当たります。かつては、障害を個人に内在する問題と捉える「医学モデル」が主流でしたが、現在では、障害は個人の心身の健康状態と社会環境（事物、制度、慣行、観念等）との相互作用によって作り出されるとする「社会モデル」が広まってきています。たとえ心身の機能不全を抱えていたり、あるいは途中で健康状態が悪化したりしたとしても、その人に合った適切な支援を得ることができれば、社会参加への障害はなくなります。どのような状態にある人も社会に参加できる共生社会の実現に向けて、障害のある人への社会的障壁を取り除くことは社会側の責務と考えられるようになりました。大学にもまた、障害のある学生の権利を尊重し、その個性と能力が発揮できるよう学修環境の整備をする義務があります。合理的配慮は、多様な属性を持つ学生が大学に参加する上でのセーフティネット的役割をもつ仕組みだといえるでしょう。

## (2) 合理的配慮を提供するにあたって

大学が合理的配慮を提供するにあたって、学生は診断書又は専門家からの意見書を提出する必要があります。学生の状態像から、どこまでが正常でどこからが障害なのかを区別することは難しいですが、本人や家族が問題を感じ、支援が必要だと思った時点で、そこに何らかの障害（社会的障壁）があると考えます。医師の診断は、合理的配慮提供の根拠資料であると同時に、配慮内容を検討する際の手がかりになります。

配慮内容を検討する際には、大学が一方的に決めるのではなく、障害のある学生本人の意思決定を重視します。保護者や支援者による先回りは、本人の自己決定の機会を奪ってしまう場合があります。配慮に関するニーズを自分で考える機会を奪わないようにすることが大切です。本人が具体的にどうしたらよいか分からない場合や、自ら意思決定を行なうことが困難である場合は、配慮の受け方について支援をします。「やってあげる」支援ではなく、「自分で決められるようになる」支援であることが重要です。

すべてのケースに当てはまるような合理的配慮はないため、個別の状況に応じて配慮内容を検討する必要があります。配慮内容の決定において、学生から要望のあった配慮内容がそのままの形では提供困難であると大学が判断した場合は、同等の効果が得られる別の方法がほかにないか学生とともに検討します（建設的対話）。また配慮を提供する側にとってその配慮内容が過重な負担かどうかとも考慮します。ただし、どの程度の負担が「過重」なのかについては現時点で明確な基準はありません。

合理的配慮の内容が妥当かどうかの判断基準として、教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があります。合理的配慮としてできること、できないことの基準が明確となるよう、これらの本質は明確にして公開される必要があります。具体的には、教育に関する三つのポリシーや授業のシラバスがそれに当たります。

合理的配慮を提供するためには、関係者間の合意が大切です。配慮を受ける学生はもちろん、提供する側の教職員にとっても「リーズナブルである」と感じられる落としどころはどこにあるのかについて、今後ケースを蓄積していく必要があります。

2024.9.24農学部FDの内容を基に執筆（講師：バリアフリー支援室長 坂井聡）

### 引用・参考文献

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2022）通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2022/1421569\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm)（2024年10月2日閲覧）

日本学生支援機構（2018）合理的配慮ハンドブック：障害のある学生を支援する教職員のために [https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/shogai\\_infomation/handbook/\\_icsFiles/afieldfile/2021/04/01/h29\\_handbook\\_main.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/_icsFiles/afieldfile/2021/04/01/h29_handbook_main.pdf)（2024年10月2日閲覧）

日本学生支援機構（2024）「令和5年度（2023年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果の概要について [https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_syugaku/\\_icsFiles/afieldfile/2024/08/06/2023\\_press.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afieldfile/2024/08/06/2023_press.pdf)（2024年10月2日閲覧）

## 2. 本学における障害学生支援

### (1) バリアフリー支援室について

本学では、2016年4月の障害者差別解消法の施行に先立ち、2015年5月に学生支援センター内に、障害のある学生の支援窓口としてバリアフリー支援室が設置されました（図1参照）。翌年には、専任教員を配置し、専用室を設け、「修学支援」、「個別支援」、「居場所支援」、「学内の体制整備」、「啓発活動」、「関係機関との連携」の6本柱を支援内容とし、本格的に業務を開始しました。障害のある学生本人や保護者への支援だけでなく、障害のある学生を担当する教職員の支援も行っています（図2参照）。

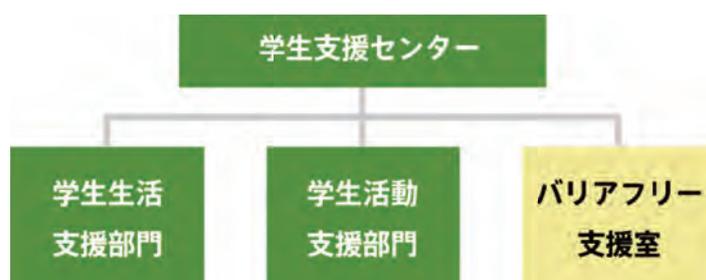


図1 組織図

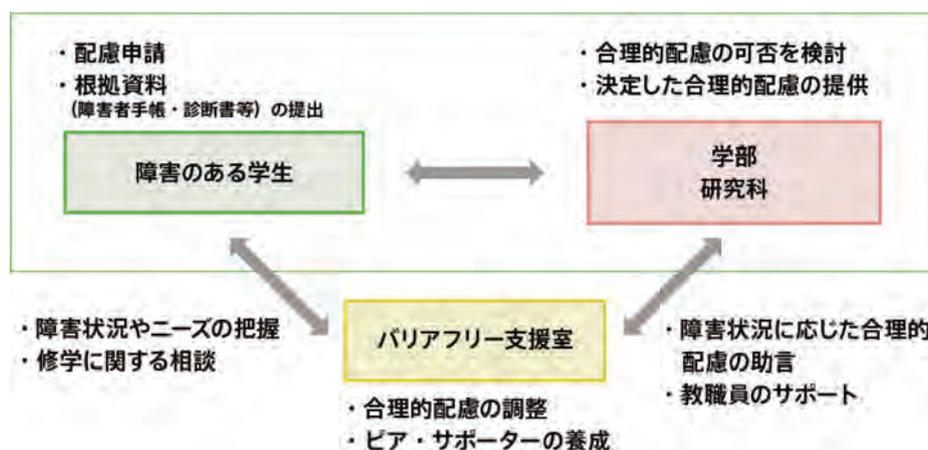


図2 支援組織の連携

また、バリアフリー支援室では、ピア・サポーターを利用した合理的配慮の提供に対応できるよう、学部・研究科と協力してピア・サポーター体制を整えています。ピア・サポーターを随時募集し、必要な時に即時対応できるよう車椅子講習や字幕付け等の講習を実施し、支援者養成の取り組みを行っています。また、ピア・サポーターによる学内のバリアフリーチェックを実施し、学内の施設・設備のバリアフリー化の推進を図っています。

2019年からは、アクセシビリティリーダー（以下AL）育成協議会に加入し、オンラインによるAL講座の受講やAL認定試験の受験を通じて、社会の多様なニーズを理解し、柔軟な知識や発想をもつ人材の養成を行っています。

本学の障害のある学生の人数は年々増加傾向にあります（表1参照）。バリアフリー支援室を利用する学生や、合理的配慮を申請する学生も増加傾向が続いており、学生の配慮や支援のニーズも多様化しています。

表1 障害のある学生の在籍数（バリアフリー支援室HP参照）

障害の種類*	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
視覚障害					○	○
聴覚・言語障害	○			○	○	○
肢体不自由	○	○	○	○	○	○
病弱・虚弱	○	○	○	○	○	○
発達障害・精神障害	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○
合計	33	33	37	56	58	83

※該当する学生が在籍している場合には○をしてあります。

## （2）合理的配慮の提供の流れ

学生から合理的配慮や支援を受けたいという意思表示があった場合、バリアフリー支援室では学生の障害状況や支援ニーズのアセスメントを実施し、合理的配慮の申請をサポートします。学生が申請書を所属する部局の学務係（学生係）に提出した後、部局の担当教職員・本人・学内関係者で面談（支援会議）を実施し、そこで合理的配慮の内容について決定（合意形成）します。その際、学生が希望する配慮内容について、提供することが過重の負担となったり、科目の本質上、提供が難しかったりする場合は、個別の内容について具体的場面や状況に応じた検討を行います。支援会議を通じて、合意された内容について、各部長（学部長）等と学生本人が合意書にサインをした後、科目担当教員宛てに合理的配慮の依頼書が送付され、合理的配慮の提供が開始されます。部局によって手続きの詳細は若干異なりますが、大まかな流れは図3の通りです。バリアフリー支援室では、合理的配慮の提供の状況や修学状況などの確認のため、必要に応じて個別面談を継続し、学生のサポートを継続します。

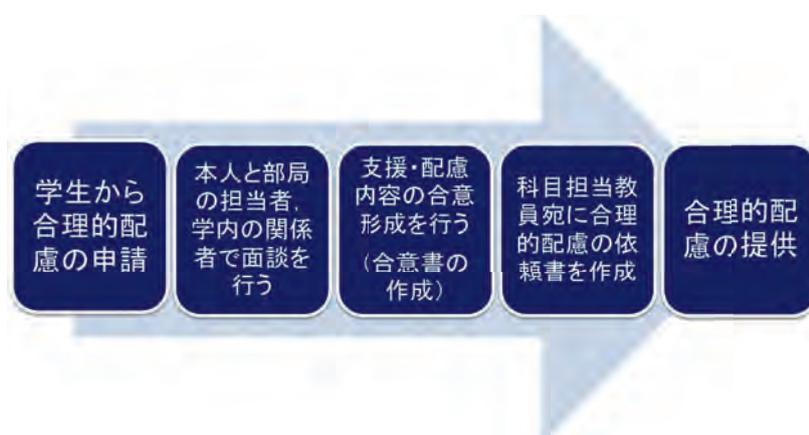


図3 合理的配慮の申請から提供までの流れ

## 3. 障害のある学生への合理的配慮

ここでは、各障害の特性についての説明に加え、障害のある学生が困りやすい場面とその対応例についてまとめています。

### 視覚障害のある学生への配慮

#### (1) 概要

視覚障害とは、眼球、視神経及び大脳視中枢等で構成される視覚系のいずれかに障害があるために、見ることが不自由または不可能な状態をいいます。大別すると、「盲」と「弱視」に分類されますが、障害の程度（見え方や見える範囲等）にはかなり個人差があります。例えば、「盲」といってもまったく見えない状態だけを指すわけではなく、明暗の区別がつく、目の前で手を振られているのがわかる、目の前に出された指の本数がわかる等の状態も含まれます。また、「弱視」といっても単に視力が低い状態のほか、見える範囲が狭い、中心部分が見えない、ドーナツ状に見えない部分がある、曇りガラスを通して見るように濁って見える、光を非常に眩しく感じる、明るいところではよく見えるのに暗いところでは突然見えにくくなる状態等、様々です。さらに、特定の色が認識しづらかったり、別の色に見えてしまったりする場合があります。

#### (2) 合理的配慮の具体例

##### 【授業における配慮】



授業中に誰が話しているのかわからなくなったり、指示語の内容がわからないことがあります。

##### 〈支援例〉

- ・話し始める前に話者の名前を提示してから話し始める（例えば「次、山田が話します」）、指示語や代名詞は具体的に言い換える（例えば「この年代」ではなく「2000年代」と言う）などの工夫をします。



教科書・授業プリント・講義スライド・ビデオ資料などの読み取りが難しい場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・ 授業プリントは、科目担当教員が、学生が希望する形式で電子データ化し、Eメールに添付して、授業前に学生へ送ります。
- ・ 板書やスライドなどの内容はできる限り読み上げるようにします。教員による読み上げが困難な場合には、ノートテイクを配置します。
- ・ 板書を行う場合には、弱視学生の見やすい色に配慮し、黒板であれば白や黄色のチョークを使用するようにします。また、弱視学生の見え方に応じて、ホワイトボードを黒板に変更したり、見やすいチョークやマーカーを本人に提供し、適宜科目担当教員に依頼して使ってもらったり、レーザーポインタの色を工夫するなどの配慮をします。
- ・ 教科書の点訳や拡大、テキストデータ化、録音、対面朗読をする場合には時間がかかるため、書誌情報を早めに提供します。バリアフリー支援室では、教科書の電子データについて出版社に問い合わせ取り寄せる、OCR<sup>\*1</sup>を用いてテキストデータ化する等の支援を行います。
- ・ 必要に応じてテキストデータ化、対面朗読等を行う支援者を配置します。図表や写真等の視覚表現が重要な役割を果たす科目では、人的支援は必須です。

※<sup>1</sup>OCR…Optical Character Readerの略。紙に印刷された文書をスキャナでPCに画像として読み込み、文字認識してテキストを作成するソフト。

#### 【実習・実験・実技における配慮】



実習・実験などにおいて、危険を察知することが難しい場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・ まずは学生の要望を聞き、必要であれば出身の高校または視覚特別支援学校（盲学校）や支援実績のある大学等の意見も参考にしながら、関係者が現場を一緒に確認して実習・実験を実施するための環境を整えます。
- ・ TAなどの支援者を配置しておくほか、教員が視覚障害のある学生の見え方を把握して、どのような危険が起こりそうか事前に学生と確認しておきます。



学外実習において、視覚障害があるために受け入れ先の理解が得られず、実習先の確保が困難な場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・ 視覚障害により生じる困難を理解し、実習の方法を前向きに検討してくれるような信頼できる受け入れ先を確保します。
- ・ 実習前に大学・学生・実習先の三者で、実習の進め方や課題の提出方法などについて十分な打合せを行います。
- ・ 実習先に設置・持ち込みをしたい補助具・機器があれば、実習先にそのスペースや電源を確保してもらおうよう依頼します。



体育実技に参加することが難しい場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・できないから履修拒否や免除、見学とするのではなく、できるように内容を検討することが望ましいです。実技の方法に関する具体的な指示を与えたり、安全管理や介助を行うために、TAなどの支援者を配置します。
- ・学生の見え方や健康状態などにより参加が難しい種目については、他の種目に振り替える等の配慮をします。
- ・ゴールボールなどのパラスポーツを種目として設定する方法もあります。

#### 【試験における配慮】



試験問題や細かい数字や図表などの読み取りが難しい場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・原則として通常の試験と同じ内容の試験を課す必要があります。語学や理数系の試験、その他煩雑な問題形式の試験について、全盲学生に対しては、専門点訳組織に依頼して点字問題を作成する場合もあります。
- ・弱視学生に対しては、必要に応じて拡大版の問題用紙を作成します。
- ・短い問題文であれば試験時間の冒頭に監督者が読み上げる、問題の電子データを利用して学生はパソコン（画面音声化ソフト等がインストールされたもの）でその内容を読み上げる方法もあります。



問題を読むことに時間がかかり、テスト時間内での回答が難しい場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・点字受験では通常の試験時間の最低限1.5倍、弱視者の場合は最低限1.3倍の時間延長を認めます。ただし、試験の内容や分量によっては、時間延長なしで実施できる場合もあります。
- ・時間延長をする場合は別室受験とします。ただし試験会場の空き状況によっては、同じ教室での時間延長も可能です。



解答用紙への記入が難しい場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・学生の希望に応じて解答用紙を拡大したり、マークシート回答を数字や記号の記入方式に変更する、問題用紙への直接記入方式に変更するなどの配慮を行います。

#### 【学生生活における配慮】



通学や教室・休憩時間の移動など、人の出入りが多く混雑する場所で危険な場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・視覚障害のある学生は、ガイダンスを受けて道順を覚えた場所については、基本的に単独での移行が可能です。ただし構内を定期点検して安全の確保に努めたり、ガイドヘルプを配置するなどスムーズな移動への配慮が必要です。
- ・センサー式の照明は消灯までのタイマー設定をなるべく長くし、弱視学生がその照明を頼りにしている時に消灯してしまわないように配慮します。
- ・視覚障害のある学生が道に迷っていたら、周囲にいる人が声をかけ、必要に応じて目的地まで誘導します。

### 合理的配慮提供にあたっての話し合い



合理的配慮の提供にあたり、障害のある学生と学生の所属する部局の関係者、バリアフリー支援室等と話し合いを行います。他の学生と同様に教育の機会を提供するための方法について柔軟に検討し、対話を重ね、合意形成することが重要です。

新しい対応を求められると、「前例がない...」、「何かあったらどうしよう...」など、不安や懸念事項も出てくると思います。障害のある学生が希望する配慮の実施が困難な場合は、代替案をバリアフリー支援室と一緒に考えていきましょう。

## 聴覚障害のある学生への配慮

### (1) 概要

聴覚障害とは、音を聞く（聴く）、感じる経路に何らかの障害があり、話し言葉や周囲の音が聞こえなくなったり、聞きづらくなったりする状態をいいます。聞こえ方には個人差があり、「音が小さくなったように聞き取りにくい」「歪んで聞こえて内容が聞き取りにくい」「高い音、あるいは低い音が聞き取りにくい」「補聴器をつけていてもほとんど聞き取れない」など様々です。また、聞こえ方は環境にも依存し、周囲の雑音や反響音の有無、相手の話し方によっても変化します。コミュニケーション手段も、一人一人異なります。口話、筆談、空書、手話、それらを組み合わせるなど様々です。

まずは、本人の障害の状態や情報保障の手段などを確認し、支援の必要性や内容をよく話し合うことが重要です。

### (2) 合理的配慮の具体例

#### 【入学式・ガイダンスにおける配慮】



ガイダンスでは、重要な連絡事項が多く、確実に伝わらないことがあります。

#### 〈支援例〉

- ・手話通訳、パソコンノートテイク、要約筆記、補聴支援システムの利用、原稿資料を提供するなど情報保障の手段について検討します。
- ・手話通訳者の立ち位置、プロジェクターで要約筆記を表示させる場合の位置など、あらかじめ打合せを行います。当日、会場に情報保障に対応できる担当者があると対応がスムーズになります。

#### 【授業における配慮】



教員や学生が話している発言が聞き取れない、教員から質問されても内容が分からず答えられないことがあります。

#### 〈支援例〉

- ・補聴援助システムの利用、パソコンノートテイク、事前資料配布などさまざまな情報保障の手段を組み合わせ、学生が授業の内容を理解し、参加できるよう配慮が必要です。
- ・音声を聞いたり、教員の口の形を見て授業を理解している学生の場合、座席の位置に配慮したり、はっきりゆっくり話したりすることで聞き取りやすくなります。マスクを着用する場合は、透明のものを使用し、口元がよく見えるよう工夫します。
- ・科目担当教員は、聴覚障害のある学生を考慮に入れ、事前に授業計画を見直すことを検討します。
- ・適宜、情報伝達状況を本人に確認し、足りない場合がある場合は、別の支援方法や個別のフォローを検討します。



字幕のない映像教材やオンライン形式の遠隔授業の内容が把握できないことがあります。

#### 〈支援例〉

- ・授業開講前に、教材として使用する動画に字幕が付与されているか確認します。字幕の作成が必要な場合は、バリアフリー支援室にご相談ください。
- ・遠隔授業では、使用するアプリケーションの字幕設定、遠隔パソコンノートテイク、事前資料配布などさまざまな情報保障の手段を組み合わせ、学生が授業の内容を理解し、参加できるような配慮が必要です。
- ・遠隔授業では、雑音が入らないようヘッドセットマイクを利用したり、話者の顔が良く見えるような配慮が必要です。



グループワークやゼミなど学生が発言することが多い授業では、誰が発言しているか分からなかったり、展開が早すぎて会話についていけなかったりします。

#### 〈支援例〉

- ・授業に参加している他学生に対して、どのように配慮の説明をするかを本人と話し合います。
- ・グループワークやゼミの発表前に、使用する原稿や資料を配付することを検討します。
- ・発表者は、聴覚障害のある学生が聞き取りやすい位置で発言し、声の大きさや早さを調整します。また発言する時は、挙手してから発言するようにします。遠隔授業の際は、カメラをオンにします。
- ・遠隔授業でのグループワークでは、チャット機能などを利用するなど、グループワークに参加できるよう手段を検討します。
- ・情報保障のみならず、学生が授業（グループワークなど）に参加できているかを確認していくことが重要です。

### 【実習・実験・実技における配慮】



注意事項が伝わらなかったり、危険を察知できなかったり、急な変更に対応できなかったりします。

#### 〈支援例〉

- ・実験・実習は動きを伴うため、ノートテイクや字幕アプリ、手話通訳など移動に対応できる情報保障の形態を検討します。
- ・薬品や機器を使用する場合、事前資料として、想定できる注意事項を提示し、確認しておきます。
- ・学外実習では、日程、場面、内容および実習先が対応できる条件をできるだけ詳しく説明しておきます。実習先の担当者と事前打合せをしたり、実際の流れをシミュレーションしておくとう良いでしょう。
- ・急な日程などの変更が生じることも多いため、変更発生に対応できるように、実習先、実習担当部署や教職員との連絡体制を事前に確認しておきます。
- ・実習中は、可能であれば視察をし、学生や実習先と現状について話し合う機会を持ちます。

## 【試験における配慮】



必須科目のリスニングの問題が聞き取れないことがあります。

### 〈支援例〉

- ・別室受験で、補聴援助システムを使用して聞き取るなど、聴取方法の工夫を検討します。
- ・レポート等への振り替えなどを検討します。



試験に関する注意事項や問題訂正の説明が聞き取れず、伝わらないことがあります。

### 〈支援例〉

- ・伝達事項を黒板に書き、個別に情報伝達ができているか確認します。

## 【学生生活における配慮】



周りで話されている内容がわからないため、コミュニケーションを苦手と感じやすいです。その結果、孤立していると感じてしまうことがあります。また、情報が入らないと、分かったふりをしてしまう、あきらめてしまう、独りよがりな判断をしてしまうなどがあり、周りの人とのずれが生じる場合もあります。

### 〈支援例〉

- ・聴覚障害のある学生がどのような困難さを持ち、その困難さの軽減のためにどうすることができるのか共に考える、安心して話ができる場所が学内にあったら良いでしょう。
- ・学生が希望する場合、同じ障害のある学生同士で交流できるようバリアフリー支援室でサポートすることもできます。

## 肢体不自由のある学生への配慮

### (1) 概要

肢体不自由とは、病気やけがなどで、身体の動きに関する器官が欠損したり、奇形や変形が生じたりし、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

肢体不自由の程度は、一人ひとり異なり、片足が動かない場合、両足が動かない場合、全身が動かない場合など様々です。外見的に分かりやすい障害に思えますが、見た目では分かりにくい場合もあります。例えば、手指に力が入りにくく、書字が困難である場合や、短距離なら自分で歩けていても、長距離の移動は困難である場合などです。

本人の障害の状況やこれまでの支援状況を確認し、支援の必要性や内容をよく話し合うことが重要です。

### (2) 合理的配慮の具体例

#### 【入学式・ガイダンスにおける配慮】



会場の座席、トイレへの移動など、構内や会場の動線が分からずに困ったり、不安になることがあります。

#### 〈支援例〉

- ・事前に会場図やスケジュール資料を提供し、必要に応じて打合せをします。座席を確保したり、多目的トイレ・スロープ・駐車場の位置などを確認します。
- ・学内の移動がどの程度可能か、教室、図書室、研究室、食堂、トイレなど実際に移動して確認し、必要に応じて施設設備の改修などを検討します。

#### 【授業における配慮】



上肢の機能障害がある場合、筆記が困難な場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・パソコンを用いたノートテイクを認めます。
- ・ノートテイクの支援を利用することを検討します。
- ・筆記量が多い科目は板書の写真撮影や授業の録音の許可、授業後に資料提供をするなどの配慮をします。
- ・授業中に提出する課題は、学生と相談し、後ほどメールに添付し提出することを検討します。



車椅子を使用している場合、教室内の常設の机や椅子が利用できない場合や座席の位置によって移動が困難な場合があります。また、体温を調整することが難しい場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・車椅子に乗ったまま使用できる昇降可能な机を用意したり、車椅子の移動に十分なスペースを確保するよう配慮します。また、配線コードなどが移動の妨げにならないようにします。
- ・体温を調整するのが難しい学生の場合には、教室の温度を一定に保つよう調節したり、空調設備の位置を確認し座席の確保をするといった配慮をします。



上肢の運動機能の障害で筆記が困難な場合、レポート作成に時間がかかることがあります。

#### 〈支援例〉

- ・パソコンの使用を認めます。
- ・筆記によるレポートの場合、提出期限の延長を検討します。

### 【実習・実験・実技における配慮】



実験・実習に関して、四肢の運動機能に障害がある場合、道具の持ち運びや機器の操作などが困難です。

#### 〈支援例〉

- ・学生の要望に応じて、支援者を配置します。
- ・活動場所の設定、機器の配置や十分なスペースの確保などの配慮をします。
- ・学外の実習においては、事前に、交通手段・エレベーターの有無・段差の有無・駐車場の有無などを確認し、打合せをします。必要に応じて、ピア・サポーターの支援を利用します。



体育科目等の実技科目で配慮が必要な場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・参加可能な種目がある場合は、優先的に履修できるように配慮します。
- ・実技を行うことが困難な場合は、その授業科目で学生に修得させたい事項が代替手段で修得可能か検討します（例：体育競技のルールなどをレポートにまとめさせる、審判を担当させる）。
- ・必修科目で代替手段が見つからない場合は、別の科目に読み替えを検討する場合があります。
- ・車椅子バスケットボールなどのパラスポーツを種目として導入する方法もあります。

【試験における配慮】



上肢の運動機能の障害で筆記が困難な場合、解答に時間がかかることがあります。

〈支援例〉

- ・障害の状況に応じて、試験時間の延長を認めます。時間延長をする場合は別室受験とします。ただし試験会場の空き状況によっては、同じ教室での時間延長も可能です。
- ・パソコンによる解答を認めるようにします。

【学生生活における配慮】



下肢の障害によって歩行が困難な場合、通学や教室移動に時間を要し、授業に間に合わない場合があります。フィールドワーク等での長時間の移動が困難な場合があります。

〈支援例〉

- ・車での通学を希望する場合は、駐車スペースの確保をします。
- ・なるべく1階の教室で授業を開講するなど、移動が簡便に行えるよう配慮します。
- ・フィールドワークでは、ピア・サポーターによる車椅子の移動支援を受けられるようにします。
- ・荷物が多いとキャンパス間の移動が困難になるため、各キャンパスで利用できるロッカーを配置します。
- ・自力での移動に時間を要する場合、授業に遅刻することがあることを教員に周知します。



下肢の障害によって歩行が困難な場合、段の高い階段の昇降が困難なことがあります。また、建物や教室入り口の段差が障壁になることがあります。

〈支援例〉

- ・スロープを設置するなど、歩行及び車椅子の移動がしやすいように配慮します。
- ・ドアの真下の床面をフラットにするなど、段差が生じないように配慮します。

## 【緊急時における配慮】



運動機能に障害がある場合、緊急時に自力での避難は著しく困難です。

### 〈支援例〉

- 緊急時の避難方法について、以下のことを話し合うようにします。
  - ・ 緊急時、どのような支援が必要で誰が支援するのかを決めておきます。
  - ・ 授業を担当する教職員に、避難に支援を要する学生がいることを周知します。
  - ・ 避難方法について定期的なシミュレーションを行います。
- 関係する教職員は、当該学生の時間割や教室を学期ごとに把握するようにします。



### 車椅子を使用する学生が 在籍している場合のチェック項目

- 建物の入り口周辺のプランターや標識が移動の妨げになっていませんか？
- 歩行や車椅子の移動の妨げになる段差はありませんか？
- スロープや手すりは設置してありますか？
- 教室など部屋の入り口の段差が、歩行や車椅子の移動の妨げになっていませんか？
- 車椅子を使用する学生が教室内を移動・着席ができる十分なスペースがありますか？
- 配線コードが歩行や車椅子移動の妨げになっていませんか？
- 使用できるエレベーターの場所を周知していますか？

## 病弱・虚弱のある学生への配慮

### (1) 概要

病弱・虚弱とは、主に慢性の疾患による症状や治療により、日常生活に制限が必要とされる状態のことをいいます。該当する慢性疾患には「ぜんそく」などの呼吸器疾患、定期的な人工透析を必要とする「腎臓疾患」などがあります。また、てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、インスリン依存性糖尿病、潰瘍性大腸炎・過敏性腸症候群なども慢性的な疾患であり、生活の中で様々な配慮が必要になります。

#### ● 主な疾患

##### てんかん

てんかんは、様々な原因で起こる慢性の脳疾患で、けいれん等を繰り返す発作（てんかん発作）を主な徴候とします。てんかん発作にはいろいろなタイプがありますが、意識消失を伴う強直間代発作（大発作）が最も多く見られます。

##### 気管支喘息

気管支喘息は、気道の慢性的な炎症により、気管支が過敏な状態になり（起動過敏性の亢進）、発作性のせきや喘鳴を伴う呼吸困難（喘息発作）を繰り返す疾患で、ダニやホコリなどの空気中のアレルゲン（抗原）に対するアレルギー反応が原因のことが多い疾患です。また解熱剤などのある種の薬物によって発作を起こす場合があることも知られています。

##### 食物アレルギー・アナフィラキシー

食物アレルギーとは、特定の食物を摂取することによって、皮膚や呼吸器、消化器、あるいは全身に生じるアレルギー反応のことを指します。また、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛、嘔吐等の消化器症状、喘鳴、呼吸困難のような呼吸器症状など複数の症状が同時に出現した状態をアナフィラキシーといいます。

##### ネフローゼ症候群・慢性腎疾患

ネフローゼ症候群とは腎臓の中で血液中から尿を生成する組織（糸球体）の異常により、尿中から多量の蛋白が体外に失われる疾患です。蛋白尿とむくみ（浮腫）などが見られ、放置しておくと体内の蛋白質が失われ（低蛋白血症）重症化します。腎疾患にはネフローゼ症候群以外にも多くの疾患があり、その中には慢性的なものも多く、腎機能が著しく低下した場合には人工透析を定期的に行うことが必要になるものもあります。

##### インスリン依存性糖尿病

膵臓からのインスリンの分泌が無いため、糖の利用ができない疾患です。症状としては無治療の場合、高血糖、尿糖が見られ、次第に多飲・多尿・体重減少が出現し、最終的には意識障害に至ります。治療としてはインスリン補充療法が行われますが、その方法とし

では、小学校高学年以上は自己注射による補充が一般的です。

### 潰瘍性大腸炎・過敏性腸症候群

潰瘍性大腸炎は、大腸の粘膜にびらんや潰瘍ができる大腸の炎症性疾患です。下血を伴う、または伴わない下痢と腹痛が頻繁に生じます。また過敏性腸症候群は、内視鏡検査や画像検査、生検、血液検査で分かるような構造的異常はみられませんが、腹痛と便秘、または下痢を慢性的に繰り返す病気です。腸が刺激に対して過敏になることで引き起こされると考えられており、ストレスや過度な緊張が関係しているともいわれています。

## (2) 合理的配慮の具体例

### 【授業における配慮】



疾患や体調によって長期的に授業に出席できない場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・オンライン受講やオンデマンド受講を出席の代替措置にできるかを検討します。
- ・オンライン受講やオンデマンド受講が難しい場合は、授業資料を読み込み、レポートを作成するなどの代替課題によって、修学目標を達成できるかどうか科目担当教員と相談して、出席の代替措置を検討します。
- ・授業の性質上、代替措置が難しい場合は、その理由を本人に丁寧に説明します。



疾患や体調によって、「年に1～2回程度の定期検診が必要」「月に1回の割合で経過観察」など通院の頻度に個人差があります。また体調や診療方針によって頻度が変わるなど、学生本人ではどうすることもできない制約が生じる場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・履修登録の手続きの際に在学期間を見通した必須科目等の履修に関するアドバイスをします。
- ・演習や実習など、時期等が固定される活動と通院等が重なってしまう場合には、代替日の設定や代替課題の準備、時期の調整などを行います。
- ・科目担当教員と連携して、怠学によって授業を欠席しているのではなく、やむを得ず欠席しなければならない状況にあることについて共通理解を図ります。

【実習・実験・実技における配慮】



障害や疾患の種類によって活動や運動に制限がある場合があります。

〈支援例〉

- ・科目担当教員と学生が話し合っ、実技の代替として研究レポートを課すなど、授業内容や評価方法の変更を検討します。

【試験における配慮】



急な体調の変化から、試験中のトイレへの一時退室が必要な場合があります。

〈支援例〉

- ・座席をトイレの近くや退室しやすい場所に指定することを検討します。

※高校や共通テスト・入学試験で配慮を受けた経験のある学生には、その時の状況について学生本人や出身高校に情報を提供してもらおうと参考になります。

【学生生活における配慮】



車椅子や杖を利用しているため、教室移動に時間がかかります。

〈支援例〉

- ・学生が授業を受ける教室をなるべく1階にする、移動距離を短くするなどの配慮をします。
- ・車椅子を使用する学生への支援として、学生による支援グループを作り、移動時などに手伝ってもらいます。

## 発達障害のある学生への配慮

### (1) 概要

発達障害とは、何らかの要因による中枢神経系の障害のため、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意等の能力に隔たりや問題が生じ、現実生活に困難をきたす障害のことです。感覚器官（聴覚や触覚など）の過敏・鈍麻があり、大抵の人が気にならない状況・環境であっても本人にとっては強いストレスを感じる場合もあります。発達障害は、障害の程度によっては目立ちにくかったり、本人が周りに合わせて分からない場合も多く、周囲からは困った人とか怠惰な人と受け止められ、支援の必要性が認識されない場合もあります。また、診断名が同じでも一人ひとり困難は異なるため、診断名で先入観を持たず、個々の学生の状況に応じた支援が必要になります。

### ● 主なカテゴリー※<sup>2</sup>

#### 自閉スペクトラム症 (ASD)

他人との意思や情緒の疎通、適切な関係を築くことに問題を示すといった社会的コミュニケーションと社会的相互作用の困難さに関する特徴、同じ状況や決められたことへのこだわりが強く柔軟な対応ができないといった行動や、興味・活動が限定されて、反復的なパターンを有する特徴を幼小児期から継続してもち続けている障害です。その他にも、特定の感覚刺激に対して、過敏であったり鈍感であったりするといった感覚異常の人もいます。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害は、本質的には同じ病理に基づいた連続する障害であるという見解から、DSM-5において全て自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害 (Autism Spectrum Disorder : ASD) に一元化され、さらに最新版のDSM-5-TRでは、自閉スペクトラム症に統一されました。

#### 注意欠如・多動症 (ADHD)

注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder : ADHD) は、注意力に問題があり困難が生じたり、多動や衝動により行動をコントロールできない障害です。下位分類では、注意力の問題が主である人、衝動性や多動が主である人、両者がある人に分類されますが、多動は成長すると目立たなくなり、大学生になると注意力に問題がある人が多くみられます。

注意力には、持続すること、いくつかの対象に注意を分配すること、状況に応じて転換できることの三つの側面があります。この三つの側面それぞれに問題が生じ、提出物が期限に間に合わない、ミスが多い、遅刻が多い、複数の課題をこなせない、頻繁に物を失くす、落ち着きがない、待てない、並べない、余計なことをついしてしまうなどの行動上の問題を呈します。

#### 限局性学習症 (SLD)

定義は複数あります。主に医療分野では知能などの他の能力に問題がないのに「読む」「書く」「計算する」のいずれか一つ、あるいは複数に著しい困難がある場合を限局性学習症

(Specific Learning Disorder) とします。一方、教育分野では、上記に加えて「聞く」「話す」「推論する」のどれか、あるいは複数に著しい困難がある人も含み、学習障害 (Learning Disabilities) とします。困難が文字の読みに起因するDyslexia (失読症、読字障害) もこれらのカテゴリーに含まれます。しかしながら、「成績が振るわない、単に勉強ができない学生」と思われることもあり、発達障害と認識されず、見逃される場合があります。

※<sup>2</sup>診断名の表記については、米国精神医学会のDSM-5による「精神障害の診断と統計マニュアル」に記述されている障害名を使用しています。

## (2) 合理的配慮の具体例

### 【履修科目に関する配慮】



コミュニケーションや社会性の能力に障害があるため、発表やグループワークに大きな負担がかかります。

#### 〈支援例〉

- ・本人の希望を聞きながら講義形式主体の授業を選び履修するように助言・配慮します。
- ・シラバスに、どのような形式で授業を行うか (授業形態)、どのように成績評価を行うか (評価基準・評価方法) を可能な限り具体的に記載し、当該学生が自身の特性を考慮して履修科目決定が行えるよう配慮します。

### 【授業における配慮】



感覚過敏の特性があり、微細な音や振動による不快感から、学習に集中することが困難な場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・後席の振動が気になり学習への集中が困難な場合に「振動のない一番後ろの座席に座れるようにする」といったように、授業・活動への参加がしやすい座席の使用について配慮します。



発達障害の特性により「聞く+書く」「見る+書く」といった2つ以上のことを同時に行う作業がうまくできないため、時間内にノートテイクができない場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・板書の写真撮影の許可、パソコンを用いたノートテイクの許可、授業の録音の許可など、ノートテイクの代替手段がとれるよう配慮します。
- ・教員の判断で写真撮影や録音が許可できない場合は、資料を配付するなど学生の手元に情報が残るように別の方法で配慮します。



グループワークやゼミなどの場面では、コミュニケーションや社会性の能力に障害があるため、とっさに自分の考えを述べたり、臨機応変に質問に答えたりといったことがうまくできない場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・ペアなどの少人数編成にしたり、親しい友人と同じグループになるようにしたりして、自分の考えを述べたり質問がしやすくなるよう配慮します。
- ・教職員がグループの様子を観察し、必要に応じて介入します。



グループワークやゼミなどの場面では、場の空気を読んだり相手に合わせた会話が苦手なため、議論の流れを無視して自分の関心事だけを質問したり、他の学生が不愉快に感じるような質問をしてしまって話し合いがうまくできない場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・話し合いのルールを決め、箇条書きで明記して示すなど視覚的に確認できるようにします。
- ・ゼミなどの仲間関係においては、比較的長時間活動を共にすることになるため、学生が希望する場合は、かわり方などについて、メンバーに説明することが有効な場合もあります。



聴覚的な情報処理が苦手なため、口頭伝達のみで情報<sup>\*3</sup>を把握することができない場合があります。

<sup>\*3</sup>課題の有無や締め切り日、オフィスアワー・休講や教室変更の情報など

#### 〈支援例〉

- ・口頭で伝えるだけでなく、「板書する」「メモをさせる」「紙媒体で渡す」「メールを送る」「Moodleに掲載する」など、視覚的に情報が残るよう伝え方を工夫します。
- ・スマートフォンのスケジュール管理機能やアラーム機能を利用できるよう助言します。



想像力が弱く自分でテーマを決めることが苦手です。作業全体に目が向かず気になる資料だけに集中してしまうため情報の収集・整理が効率的にできません。重要なことと些末なことの違いに気づきにくいいため、うまくレポートをまとめることができず作成に時間を要する場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・レポートは自由なテーマで書かせるよりも、いくつかの具体的なテーマの中から選べるようにするなどの配慮をします。
- ・教科書・参考文献等をアナウンスしておくことで自分で資料を収集しやすくなります。また、「○○の第△章が特に重要です。」など、資料の重要な箇所をアドバイスすることで課題に取り組みやすくなるよう配慮します。
- ・レポートや論文の書き方をパターン化する指導が有効です。論文の書き方を解説した書籍を利用したり、レポート集など具体的な書き方のモデルを見せ配慮します。



物事に優先順位をつけて取り組むことが苦手なため、計画的に課題をこなすことが難しく、期限までに課題の作成・提出ができない場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・ 2～3週間前に課題の締め切り日を周知するなど、なるべく早い段階で提出期限をアナウンスするよう配慮します。
- ・ 作業をいくつかに分けて優先順位を決めることで、課題に取り組みやすくなります。
- ・ 障害の状況に応じて、提出期限の延長を検討します。



コミュニケーションが苦手なため、人前で発表することに強い抵抗感があり、過去の失敗の経験から緊張しやすく、パニックになる場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・ グループ分けや担当の割り振りを工夫します。
- ・ 少人数のグループ内で発表する、教員と個別で発表するなど、発表の方法を変更します。
- ・ 口頭発表が困難な場合、発表の代わりにレポートを課すなど、評価のための代替手段について配慮します。

### 【実習・実験・実技における配慮】



聴覚的な情報処理が苦手なため、指示の聞き落としが多く手順通りに作業ができない場合があります。また、過去の失敗の経験から緊張しやすい場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・ 手順・役割をホワイトボードに書いて示したり、それらが書かれた紙を配布したりするなど、視覚的に情報が残るようにして、手順・役割を確認できるよう配慮します。
- ・ 周囲のメンバーやTAにもサポートを依頼しておきます。



目と手の協応が苦手なため手先の不器用さがあり、実験での細やかな操作に多くの時間を要する場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・ 手先の器用さが要求される作業では時間を長めに設定するなどの配慮をします。
- ・ 危険を伴う作業や、時間配分を守ることが難しいなどの場合は、他のメンバーに交代してやってもらうことを予め決めておくなど、事前に話し合っておきます。

## 【試験における配慮】



視覚的な情報処理がうまくできず、文章を読み飛ばしたり、読むのに時間を要する場合があります。また、手先に不器用さがあり、採点者が読める字を速く書くことが困難な場合があります。

### 〈支援例〉

- ・試験問題を読みやすい字の大きさ・フォント（UDデジタル教科書体など）で印字するなどの配慮をします。
- ・障害の状況に応じて、試験時間の延長を検討します。時間延長をする場合は別室受験とします。ただし試験会場の空き状況によっては、同じ教室での時間延長も可能です。
- ・場合によっては、口述試験にしたり、パソコンによる解答を認めるなどの配慮をします。

## 【学生生活における配慮】

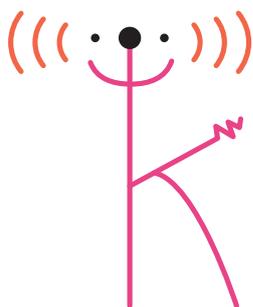


コミュニケーションが苦手なため、体調不良等を自分から相談することができずに、教室などで動けなくなったりする場合があります。

### 〈支援例〉

- ・「体調不良時には一時的に退室して5分程度休憩をとってよい」など、具体的な対処行動について話し合っておき、退室を許可するなどの配慮をします。

## 紛争の防止について



日本学生支援機構は、障害学生支援における「紛争」を「大学等と学生等とが対立した状況で、自己の利益の実現のため、相互に要求と拒絶を行なっているプロセス」と定義しています。例えば、障害のある学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学がコストを理由にその要求を受け入れない状況において、学生も大学も一歩も譲らない状況が該当します。紛争を解決するには、建設的対話が重要です。先の例であれば、授業の教室を1階やエレベーターのある建物に変更するなどの提案を大学から行い、この方法が困難の解決につながるかどうか、学生の意見を聞き、対応について検討を重ねていきます。

このように、障害のある学生と大学が協力的にコミュニケーションをとっていくことが重要です。

参考資料：日本学生支援機構ホームページ「紛争」等の概念について  
[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_kaiketsu/gainen.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/gainen.html)

## 精神障害のある学生への配慮

### (1) 概要

精神障害には、幻覚や妄想といった症状がみられる統合失調症、いらいらしやすく感情が不安定になったり、気分の落ち込みや不眠や過眠、何をしても楽しめないといった症状がみられるうつ病、強い不安によって動悸、呼吸困難、めまいなどが突然出現するパニック障害や、何度も確認しないと落ち着かない強迫性障害などがあります。これらは共通して、日常生活に支障がでるほどの症状が見られます。

### ● 主な疾患<sup>\*2</sup>

#### 統合失調症

統合失調症は、幻覚・妄想などの陽性症状を呈することが多く、思考の障害や情緒面の不安定さを伴うことがあります。生活リズムの乱れ、対人関係のトラブル、言動の変化などの症状行動が目立つと周囲が異変に気付きやすくなります。この時期は、十分な療養が必要となります。その後の経過においては、活動性の低下や感情表出の乏しさなどの陰性症状が顕在化することがあります。

療養後の復学時にも投薬治療が続くため、眠気・手指の震えなどの副作用が生じることもあり、配慮が必要になります。

#### 気分障害（うつ病・双極性障害）

大まかには、うつ状態のみがある場合をうつ病、うつ状態と躁状態を繰り返す場合を双極性障害と診断します。うつ状態では、眠れない、食欲がない、一日中気分が落ち込んでいて、何をしても楽しめないなどの症状が持続します。また、不安や焦燥感が強まると希死念慮が生じることもあるため、注意が必要です。うつ状態で治療している経過の中で、躁状態に転じることもあります。気分が激しく高揚したり、寝ずに活動したり、普段ではありえない浪費行動をしたりといったことがあります。躁状態の初期は、本人に自覚がない場合も多いのが特徴です。

#### 不安障害（パニック障害・社会不安障害）

強い不安、動悸、呼吸困難、手足のしびれ、めまいなどが突然出現する「パニック障害」、対人場面で緊張や不安が強く生活に支障をきたす「社会不安障害」などがあります。

#### 心的外傷後ストレス障害

犯罪など大きな恐怖を契機とし、過去にあったつらい体験を思い返して、体調が悪くなったり、パニックを起こしてしまい、日常生活に支障をきたします。

#### 適応障害

適応障害は、環境になじめずに大きなストレスがかかってしまう障害です。ストレスになる事柄が明確にあり、不安症状や抑うつ症状が出現します。不安障害やうつ病との区別が難

しいですが、ストレスから離れると、症状が6ヶ月以内に改善されることが特徴です。

### 睡眠－覚醒障害（不眠障害・過眠障害など）

睡眠障害は、睡眠に関する様々な問題を総称する言葉です。主な種類には以下のようなものがあります。

不眠障害：寝付きにくい、途中で目が覚める、早朝に目が覚めるなどの症状が1ヶ月以上続く状態です。

過眠障害：夜に十分な睡眠をとっても日中に強い眠気が生じます。（ナルコレプシーや特発性過眠症など）。

概日リズム睡眠－覚醒障害：体内時計と外部の24時間周期がずれてしまうことで、生活に支障をきたします。例えば、夜型の生活が続くと昼夜逆転してしまうことがあります。

睡眠時随伴症：睡眠中に異常な行動をとる状態で、夢遊病や夜驚症などが含まれます。症状としては、入眠障害（寝付きが悪く、寝るまでに時間がかかる）、中途覚醒（夜中に何度も目が覚める）、早朝覚醒（予定より早く目が覚めてしまい、再び眠れない）、熟眠障害（十分に寝たはずなのに、ぐっすり眠った感じがしない）、日中の過剰な眠気（日中に強い眠気や居眠りが頻繁に起こる）などがあり、生活に支障をきたします。

※<sup>2</sup>診断名の表記については、米国精神医学会のDSM-5による「精神障害の診断と統計マニュアル」に記述されている障害名を使用しています。

## （2）合理的配慮の具体例

### 【履修科目に関する配慮】



通院が必要なため、時間割の組み方に配慮が必要な場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・定期的な受診が可能な履修スケジュールの作成を検討します。
- ・配慮申請時に診断書を提出することで、欠席届への診断書添付を免除することを検討します。

## 【授業における配慮】



教室内の状況によって、落ち着いて座っていられずに不安になる場合があります。また、授業中に急な体調変化があり、退室したい場合があります。

## 〈支援例〉

- ・症状に応じて、周りが比較的空いていて静かな席や、最前列あるいは最後尾の席、出入口付近の席等を優先的に確保することを検討します。
- ・授業中の一時的な退出を認めることを検討します。



体調により思考力の低下や過度の緊張で授業に集中できず、ノートへの書き取りができないことがあります。

## 〈支援例〉

- ・板書の写真撮影や授業の録音の許可、授業後に資料提供をするなどの配慮をします。
- ・授業中に提出する課題は、学生と相談し、後ほどメールに添付し提出することを検討します。



グループワークのある授業では、強い不安や緊張のため、コミュニケーションが取れず、話し合いに参加できない場合があります。

## 〈支援例〉

- ・グループ分けや担当の割り振りを工夫します。
- ・紙面での意見交換を取り入れるなど、グループワークやプレゼン方法の配慮を検討します。



気分が高揚して、一方的に話をしたり、他者の話を聞けないことがあり、場面や相手に合わせて活動できない場合があります。

## 〈支援例〉

- ・事前にグループワークの流れや要領を確認し、見通しを持たせます。
- ・可能な範囲で授業の流れについて紙面上等で視覚化して、確認する配慮をします。
- ・考えをまとめたり、発言内容を確認する時間を十分に確保します。



認知機能の低下等から、口頭での指示だけでは聞き洩らしが生じたり、情報を取捨選択することがスムーズに行えない場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・重要な事項は口頭で伝えるだけでなく、「板書する」「紙媒体で渡す」「メールを送る」「Moodleに掲載する」など、視覚的に情報が残るよう伝え方を工夫します。
- ・「今から伝えることをメモしなさい」と本人にメモを取るよう促してから話始めることも工夫の一つです。



体調に波があり、不安や倦怠感の強さなどが原因で、通学できない場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・通学の負担がないオンライン受講やオンデマンド受講を出席の代替措置にできるかを検討します。
- ・オンライン受講やオンデマンド受講が難しい場合は、授業資料を読み込み、レポートを作成するなどの代替課題によって、修学目標を達成できるかどうか科目担当教員と相談して、出席の代替措置を検討します。
- ・授業の性質上、代替措置が難しい場合は、その理由を本人に丁寧に説明します。



認知機能の低下や薬の副作用により認知処理に時間がかかり、期限までに課題を提出することが難しい場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・障害の状況に応じて、提出期限の延長を検討します。



人前での発表や指名されての発言に過度な緊張を伴う場合があります、発表方法に配慮が必要な場合があります。

#### 〈支援例〉

- ・少人数のグループ内で発表する、教員と個別で発表するなど、発表の方法を変更します。
- ・口頭発表が困難な場合、発表の代わりにレポートを課すなど、評価のための代替手段について配慮します。
- ・突然指名されるよりは、座席の順に当てるなど、見通しを持っての方が対応しやすくなります。

## 【実習・実験・実技における配慮】



症状や服用している薬の影響により、注意力や集中力が低下する場合があります。実験・実習への参加方法の配慮が必要な場合があります。

## 〈支援例〉

- ・グループ分けや担当の割り振りを工夫します。
- ・TAの配置を検討します。
- ・学生の希望を確認しながら、状況をグループメンバーやTAに説明可能な範囲で伝え、協力を仰ぐことを検討します。

学科によっては、実験によらない課題研究の実施を指導することを検討する場合があります。

## 【試験における配慮】



強い不安や緊張がある場合や精神的に不安定な状態の場合、通常の教室で試験を受けることが難しい場合があります。

## 〈支援例〉

- ・室内の人声や物音が少ない別室受験を検討します。
- ・座席をトイレの近くや退室しやすい場所に指定することを検討します。

高校や共通テスト・入学試験で配慮を受けた経験のある学生には、その時の状況について学生本人や出身高校に情報を提供してもらうと参考になります。

## 【学生生活における配慮】



時間割や教室、履修スケジュールの変更等、急な予定の変更に対応できない場合があります。

## 〈支援例〉

- ・できるだけ早めに予定の変更があったことやその対応について個別に知らせることを検討します。

## 引用・参考文献

日本学生支援機構（2018）合理的配慮ハンドブック：障害のある学生を支援する教員のために  
[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/shogai\\_infomation/handbook/\\_icsFiles/afieldfile/2021/04/01/h29\\_handbook\\_main.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/_icsFiles/afieldfile/2021/04/01/h29_handbook_main.pdf)（2024年10月2日閲覧）

東京大学（2013）障害のある学生へのバリアフリー支援ガイド  
<https://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/material/pdf/20160421132857.pdf>（2024年10月2日閲覧）

高橋三郎・大野裕（監訳）、染矢俊幸・神庭重信・尾崎紀夫・三村将・村井俊哉（訳）（2014）  
 DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル. 東京, 医学書院

## あとがき

本ガイドブックは、障害のある学生が大学生活をより充実させるための支援を目的としてバリアフリー支援室で作成したものです。これまでも各部局で障害のある学生の支援について熱心に検討していただいたところですが、本学においても合理的配慮の事例等が蓄積されてきたことから、教職員の皆様の参考になるガイドブックを作る必要があると考え、作成いたしました。

合理的配慮は、すべての学生が平等に学び、成長するための重要な要素です。本書を通じて、教職員の皆様が合理的配慮の理解を深め、各部局での学生支援に活かしていただけることを願っています。

本書の作成にあたり、バリアフリー支援室のメンバーが時間をかけて議論してまいりました。その中で出てきた貴重な意見や経験が、本ガイドブックの内容をより充実させることに寄与できたのではないかと考えています。

今後も、障害のある学生が安心して学べる環境を整えるために、教職員一人ひとりの理解と努力が不可欠です。本ガイドブックがその一助となり、皆様の教育活動に役立つことを心より願っております。

香川大学 学生支援センターバリアフリー支援室  
室長 坂井 聡

このガイドブックの内容は、適宜更新されます。

最新情報は、香川大学バリアフリー支援室のホームページをご確認ください。

<https://www.kagawa-u.ac.jp/bf-support/>

合理的配慮ガイドブック  
～障害のある学生への修学支援～

---

2025年3月 発行

香川大学学生支援センターバリアフリー支援室

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

HP : <https://www.kagawa-u.ac.jp/bf-support/>

Tel : 087-832-1399 Fax : 087-832-1390

Mail : [bf-support-c@kagawa-u.ac.jp](mailto:bf-support-c@kagawa-u.ac.jp)

作成 星川賀奈 常田美穂

日高幸亮 塩入美希

大沼泰枝 坂井聡

イラスト 成重伸昭

---

